高知県教育委員会 会議録

平成22年2月定例委員会

場所:教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成22年2月15日(月)13:30 閉会 平成22年2月15日(月)17:30

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

"

"

"

"

出席委員 教育委員長 河田 耕一

> 委員 宮地 彌典

> 委員 久松 朋水

> 委員 北添 紀子

> 委員(教育長) 中澤卓史

欠席委員 委員 小島 一久

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

東 好男 高知県教育委員会事務局 教育次長(総括)

教育次長 池 康晴

子育て・親育ち推進監 佐藤 津矢子 "

教育政策課長 " 黒沼 一郎

川井 正一 総務福利課長 "

高等学校課長 川村 文化美 "

特別支援教育課長 渡辺 豊年

生涯学習課長 濱田 久美子 文化財課長 片岡 博彦

人権教育課長 中澤 牧生 "

教育政策課教育企画監 " 鶴和 啓至

教育政策課課長補佐 岡村 一良 "

幼保支援課課長補佐 杉尾 賢一 "

小中学校課課長補佐 渡辺 憲弘 "

小中学校課課長補佐 安岡 健二 "

スポーツ健康教育課課長補佐 西岡 毅 "

教育政策課教館画担当チーフ 久保 徹 "

教育政策課人事企画第一担当チーフ 岡田 圭司 "

" 教育政策課人事企画第二担当チーフ 山崎 泰佐

教育政策課給与担当チーフ 菅谷 和弘 "小中学校課人輔題新力黒瀬 渡"高等学校課総額当行戸田 京子

が村 朱美(会議録作成)が村 朱美(会議録作成)か育政策課主幹田中 健(会議録作成)

(4) 議事の大要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 2月定例委員会を開催する。本日の議案は、付議第4号から7号が2月県議会提出の報道解禁前の議案のため、付議第8号が個人に関する情報を含む議案のため、付議第9号及び10号が人事に関する議案のため、それぞれ非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第4号から第10号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案(教育政策課)】

へき地学校等に係る指定級地は何に影響するものか。

〇教育政策課長説明

〇質疑

委員

女只	、これ子校寺に床る旧た板地は同に影音するものが。
事務局	教員の給与月額に影響する。例えば1級であれば給与月額の3%、2
	級は 5% 、 3 級は 7% 、 4 級は 14% などがへき地手当としてそれぞれ
	支給される。
委員	今回の基準の見直しは、国の改正に基づくものという理解でよいか。
	また、基準に通勤距離は考慮されていないという理解でよいか。
事務局	よい。
委員	資料 25p に記載の「スーパーマーケット」の定義は何か。
事務局	日常生活に必要なものが 1 箇所で購入できる店舗を指し、名称は問
	わない。
委員	同じページに記載の「不健康地」の定義は何か。
事務局	風土病が発生する地域や極寒地域を指し、本県では該当地域はない。
	なお、地域主権の流れの中で、現在国が定めている基準を都道府県
	に移譲する議論もある。
委員	(このような)地域間格差を是正する目的の手当は、各省庁により
	基準が大きく異なっている。逆に都会で勤務することで生活費が余
	分にかかる場合などもある。
教育長	へき地手当の目的は、生活費の保障というより、モチベーションの

	維持が大きい。ただ、大きな流れとして縮小傾向にはある。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案(教育政策課)】

〇 教育政策課長説明

〇 質疑

١.		
	委員	目標設定や評価欄について専門の方の意見等は聴取しているか。
	事務局	有識者などによる検討委員会で議論されたものである。
	委員	資料 6~7P の「自己評価」各欄の合計点は算出される形か。
	事務局	点数化はしていない。(S、A,B,C の 4 段階評価。)
	委員	何か指標がないと評価できないのではないか。
	事務局	4 つの欄を含め総合的に自己評価することとなる。
	教育長	最終的な評価は2次評価者が行うものである。
	委員	自己評価と 1 次評価者の評価を勘案して 2 次評価者が決めるという
		ことか。なお、 $\mathrm{S,A,B,C}$ の評価について、例えば 1 次評価者が「 S 」
		や「C」を付した場合は、2 次評価者が分かるよう必ずコメントを付
		すことが必要と考える。
	事務局	所見欄に記載することとしている。
	教育長	知事部局は全て点数化しており、見直すことも必要と考えている。
	委員	評価の分布も重要。もし「A」評価が殆どでは意味をなさない。
	委員長	組織としてどういう課題があり、それにどう取り組むかを踏まえた
		評価にすることが必要。
	委員	総括主任は具体的にどこに配置されるか。
	事務局	拠点的な学校に配置され、周辺の学校も含めチェックする。事務職
		員については、本県は 1 人の職場が多いこともあり、集合化してい
		く方向の指導を市町村には行っている。
	委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
	各委員	全員挙手
	委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県文化財の指定等に関する議案(文化財課)】

- 〇 文化財課長説明
- 〇 質疑

委員	指定を受けた後、どうなっていくか。
事務局	文化財は市町村、県、国それぞれ指定しているが、今回は国指定と
	なる可能性も高く、国に情報提供していく予定である。
教育長	国指定になれば、どんなメリットがあるか。
事務局	価値がオールジャパンで認められる点。また、(保護のための) 柵や
	説明設備の設置の際に国庫補助対象となる点。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 平成22年度高知県一般会計予算等に係る意見聴取に関する議案(教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、スポーツ健康教育課、人権教育課)】

○ 教育政策課長より総括説明の後、各課長から主要事業について説明

〇 質疑

委員長	教育版「地域アクションプラン」推進事業の補助事業費が、見積段
	階から1億円減額している。これは、(1/2の金額の持ち出しが必要
	なこと等から)市町村の要望が見込みを下回ったためか。
事務局	要望のあった事業を精査した結果、この額の規模におさまったもの
	である。
委員長	来年度以降の見通しはどうか。
事務局	こちらからも知恵を出してよいものにしていきたい。
委員	事業件数はどれぐらいか。
事務局	100 件を超える事業数の相談が来ている。
教育長	もっと出てきてもらいたかったというのが正直な印象。ただ、県に
	比べ、市町村は財政改革の途上にあるところが多く厳しい面はある。
委員	認定こども園推進事業費が、大きく増額となっているが理由は何か。
事務局	新たな認定があるほか、今年度認定した施設や運営規模等も増額に
	影響している。
委員長	高等学校学力向上対策事業に関連して、色々分析した結果、高等学
	校では、理工系及び女子生徒への教育のレベルが低いと感じている。
	また、専門高校での学科が社会とマッチングしていない。この点に
	留意して今後大きく見直してもらいたい。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案(教育政策課)】

〇 教育政策課長説明

〇 質疑

委員	育児休業の取得日数について上限は設定されていないか。
事務局	子が3歳に達するまでであり、最長3年間となる。
委員	男性の育児休業取得率はどうなっているか。
教育長	数年前のデータであるが、四国では本県のみであったと記憶する。
	極めて少ないが漸増している。ただ、生活への影響及び業務につい
	ていけなくなるという理由から、実態は知事部局でも最長1年間。
委員	育児短時間勤務制度は具体的にどれぐらいの勤務となるか。
事務局	3 時間 55 分×5 日の 19 時間 35 分、4 時間 55 分×5 日の 24 時間 35
	分、7 時間 45 分×3 日の 23 時間 15 分などの 4 つのパターンがあり
	取得者の都合により選択する。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案に係る意見 聴取に関する議案(高等学校課)】

〇 高等学校課長説明

〇 質疑

委員	授業料等減免は、私立高校の場合どうなるか。
事務局	公立と同額の就学支援金が支給されることとなる。
委員	公立高校の授業料は全国一律か。
事務局	都道府県により異なる。東京都など授業料の高いところでは(国費
	負担額との差額について)徴収するかどうか検討する必要がある。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に 関する議案(文化財課)】

- 〇 文化財課長説明
- 〇 質疑

各委員	特になし
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 平成22年秋の叙勲候補者(教育功労)推薦議案(教育政策課)】

- 〇 教育政策課長説明
- 〇 質疑

【付議第9号 平成21年度指導を要する教職員の改善の程度の認定及び処遇議案 (教育政策課、小中学校課)】

- 教育政策課企画監より改善の程度について説明、その後、小中学校課課長補佐よ り処遇について説明。
- 〇 質疑

【非公開議案】

【付議第10号 平成22年度指導を要する教職員の認定及び処遇議案(小中学校課)】

- 〇 小中学校課長説明
- 〇 質疑

【非公開議案】

(5)議決事項

付議第1から第10号 原案のとおり議決